

国土に係る状況変化④-2について (国土管理・国土の維持 等)

2. 国土管理・国土の維持

- 2-1 人口減少下における持続可能な地域・国土の管理
- 2-2 公共交通における課題
- 2-3 社会資本の戦略的な維持管理・更新
- 2-4 人口減少が生活サービス産業等に与える影響

2. 国土管理・国土の維持

2-1 人口減少下における持続可能な地域・国土の管理

2-2 公共交通における課題

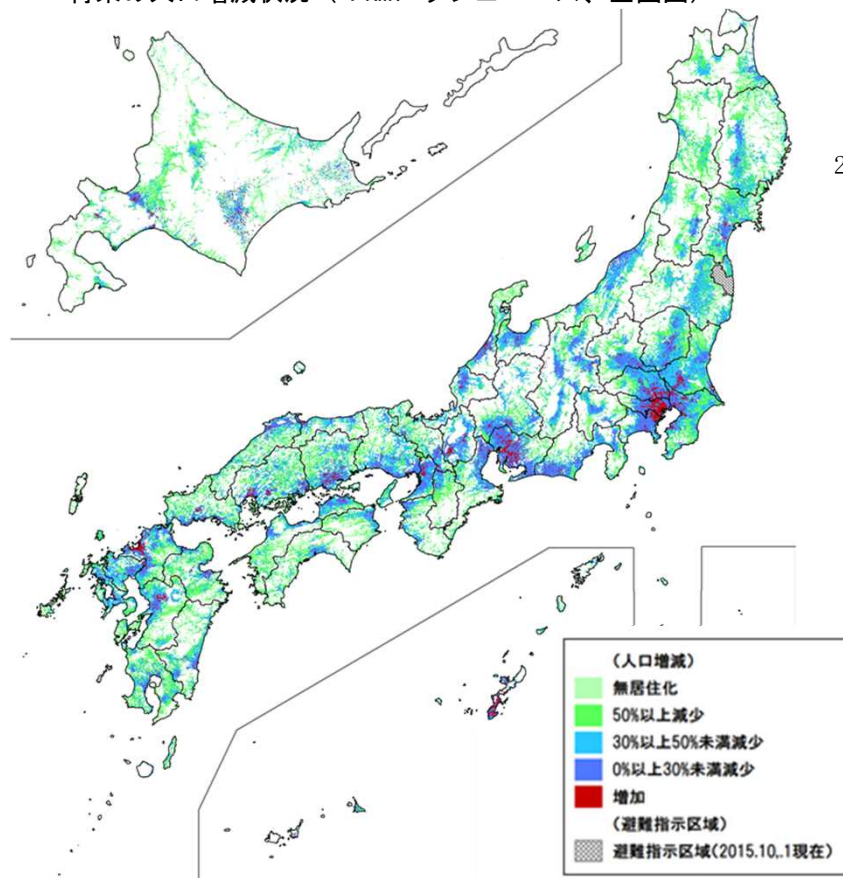
2-3 社会資本の戦略的な維持管理・更新

2-4 人口減少が生活サービス産業等に与える影響

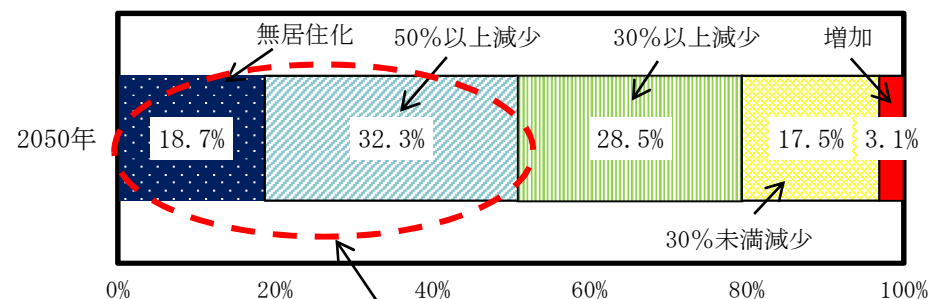
2050年におけるメッシュ別の人口減少率

- 平成27年国勢調査時点の居住地は国土の約5割となっている。2050年には、全国の居住地の約半数で人口が50%以上減少し、人口の増加がみられる地域は都市部と沖縄県等の一部の地域に限られる。
- また、人口規模が小さい市区町村ほど人口減少率が高くなる傾向があり、特に2015年時点の人口が1万人未満の市区町村で、人口がおよそ半分に減少する可能性。

将来の人口増減状況（1kmメッシュベース、全国図）

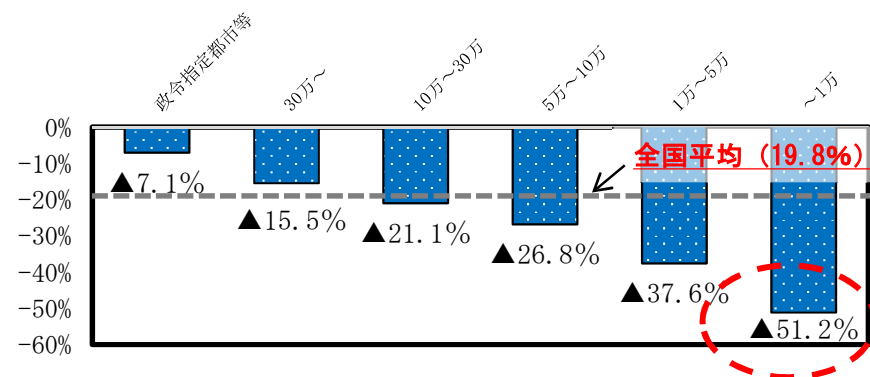


人口増減割合別の地点数（1kmメッシュベース）



全国の居住地の約半数（有人メッシュの51%）で人口が半減

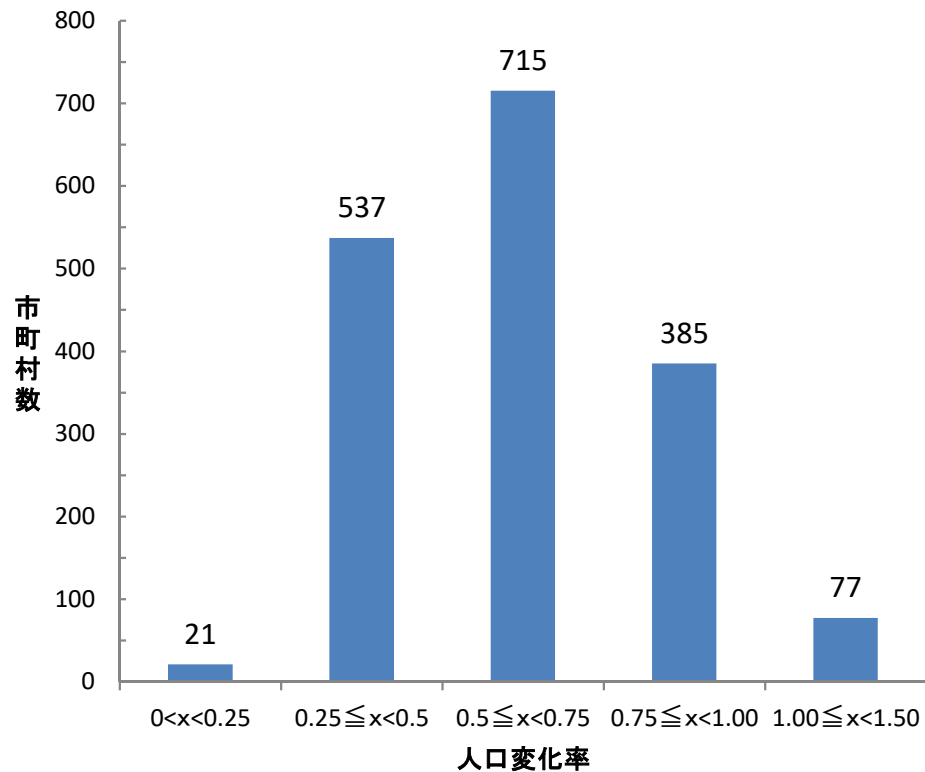
市区町村の人口規模別の人口減少率



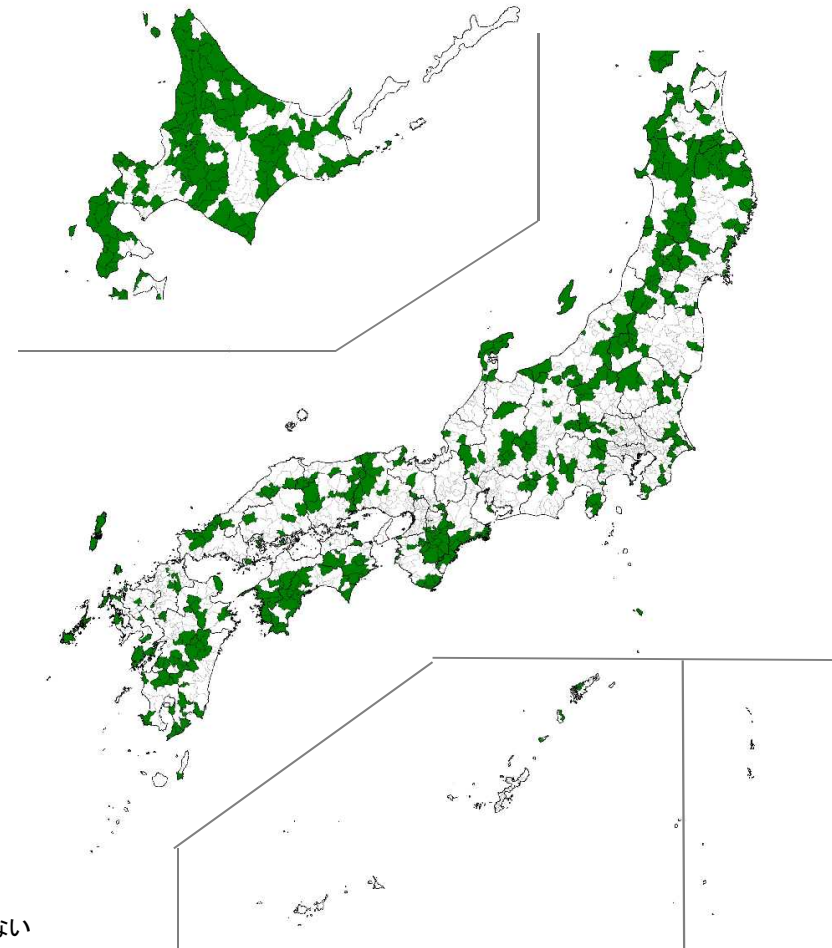
(備考) 1. 総務省「平成27年国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30年推計)」等より、国土交通省国土政策局作成。
 2. 左図で、平成27年国勢調査時点(平成27年10月1日現在)における避難指示区域を黒塗り(斜線)で示している。

- 市区町村別にみると、558市町村(全市区町村の約3割)が人口半数未満になり、そのうち21市町村が25%未満となる。
- 特に、人口が半減する市町村は中山間地域等に多く見られる。

2015年人口に対する2050年人口の変化率別市区町村数



2050年までに人口半数未満となる市区町村の分布

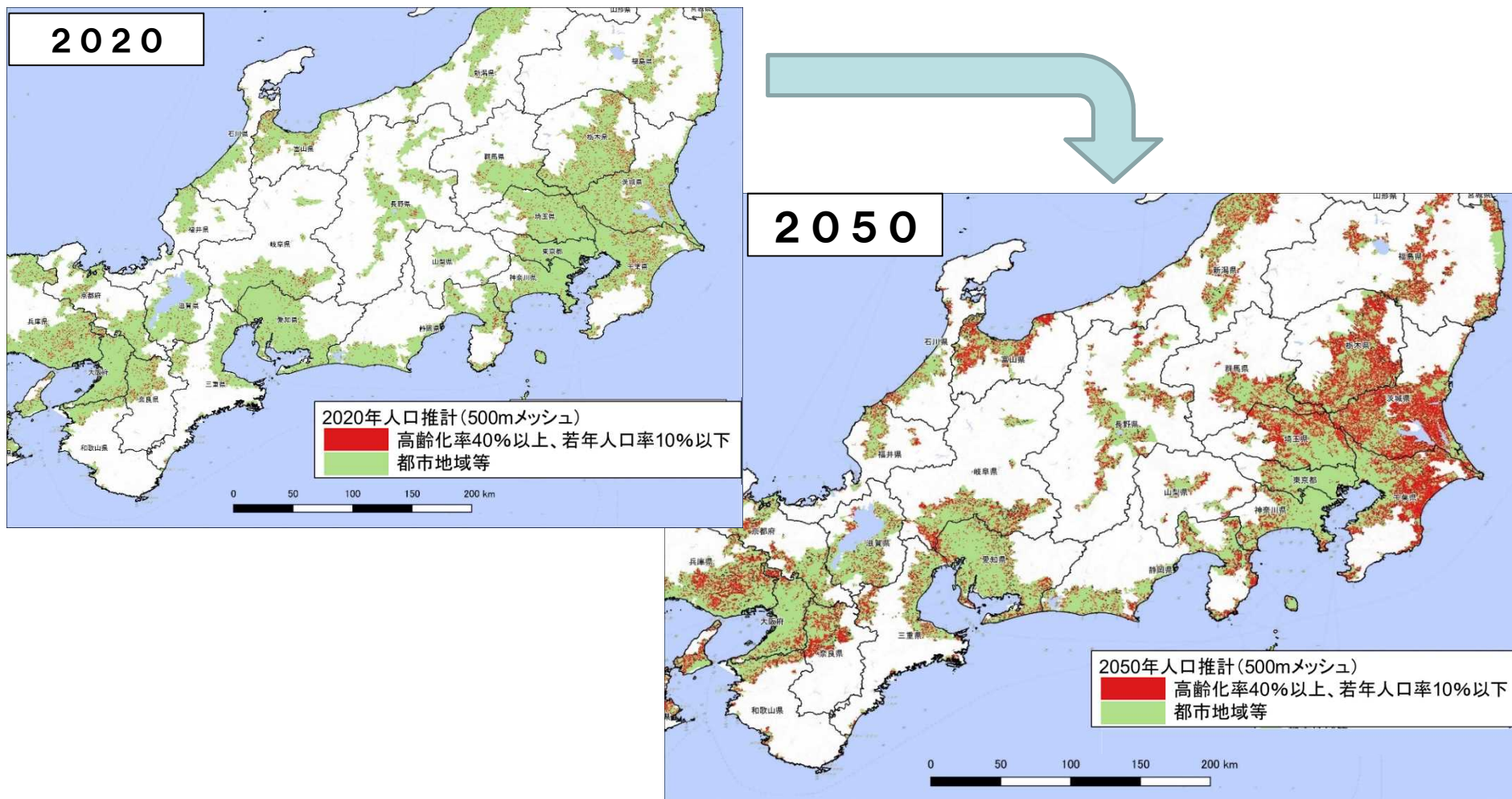


(注)分析対象には、福島県富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村は入っていない

(備考) 1. 総務省「平成27年国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30年推計)」等より、国土交通省国土政策局推計
 2. 国土数値情報500mメッシュ(4次メッシュ)の中心点が市町村区域の内側に位置するメッシュを当該市町村に属するメッシュとして集計。

都市部においても少子高齢化が深刻化

○ 2020年と2050年で比較すると、地方部だけではなく都市地域等※¹でも、例えば三大都市圏においても都市地域外縁や北関東などで少子高齢化※²が深刻化する恐れ。



※¹都市地域等:国土利用計画法(昭和49年法律第92号)第9条第2項第1号の都市地域から同項第2号の農業地域及び同項第3号の森林地域を除いた地域(平成30年1月1日時点)をいう。

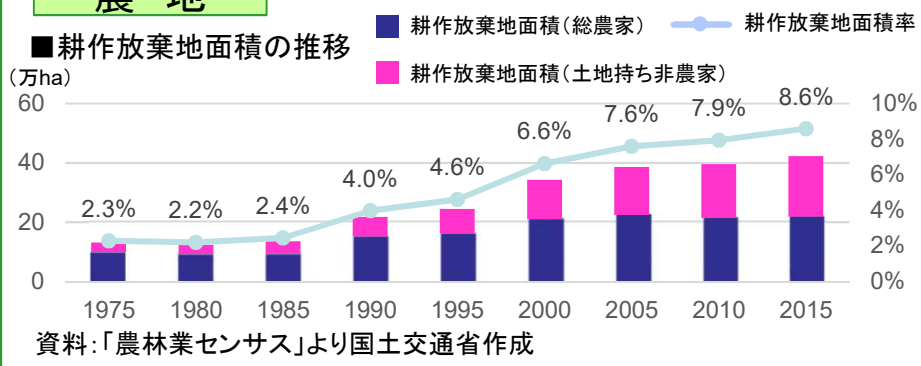
※²少子高齢化:高齢化率40%以上かつ若年人口率10%以下の地区と定義する

(備考)国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30年推計)」等より、国土交通省国土政策局推計

国土管理における現状と課題

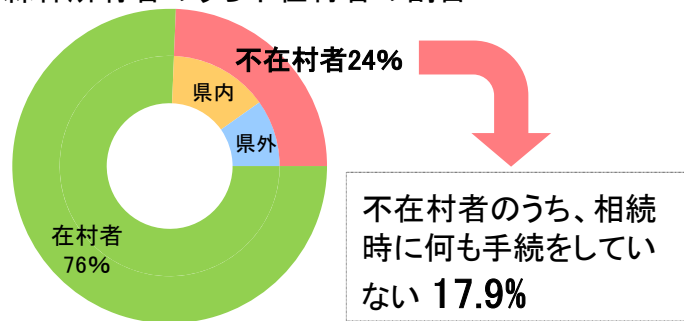
- 農林業センサスによると、耕作放棄地の面積は増加傾向にあり、平成27年(2015年)には42万3千ha。
- 森林については、所有者の不在村化や世代交代等から、所有者の特定が困難な森林が多数存在。
- 空き家は、近年全国的に増加。特に、「賃貸用又は売却用の住宅」(462万戸)等を除いた「その他の住宅」(349万戸)が、この15年で、約1.6倍に増加。
- また、国土政策局が全国の市区町村に実施したアンケート※によると、農地・森林については約4割、宅地については約2割の市区町村が、土地が放置されている地区があると回答した。

農地



森林

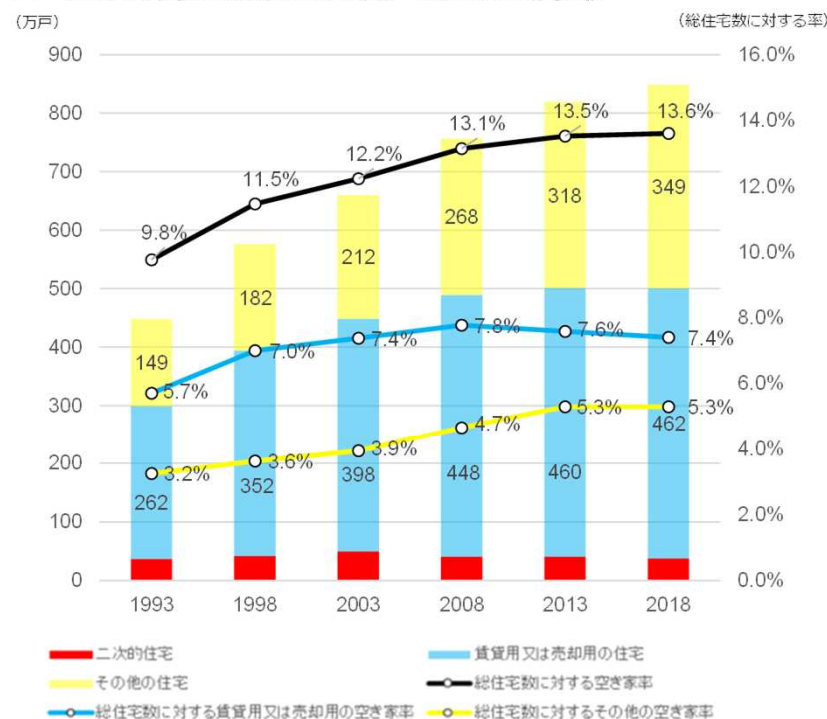
■森林所有者のうち不在村者の割合



資料:国土交通省 (H23 農地・森林の不在村所有者に対するインターネットアンケート)
 注1:不在村者とは、森林所有者であって、森林の所在する市町村の区域に居住、又は事業所を置く者以外の者。
 注2:国土交通省の調査時点では、森林法に基づく森林の土地の所有者の届出制度は未施行。

宅地

■空き家の種類別の空き家数・空き家率の推移



二次的住宅:別荘及びその他(たまに宿泊する人がいる住宅)
 賃貸用又は売却用の住宅:新築・中古を問わず、賃貸又は売却のために空き家になっている住宅
 その他の住宅:上記の他に人が住んでいない住宅で、例えば、転勤・入院などのため居住世帯が長期にわたって不在の住宅や建て替えなどのために取り壊すことになっている住宅など
 空き家率:総住宅数に占める空き家数の割合

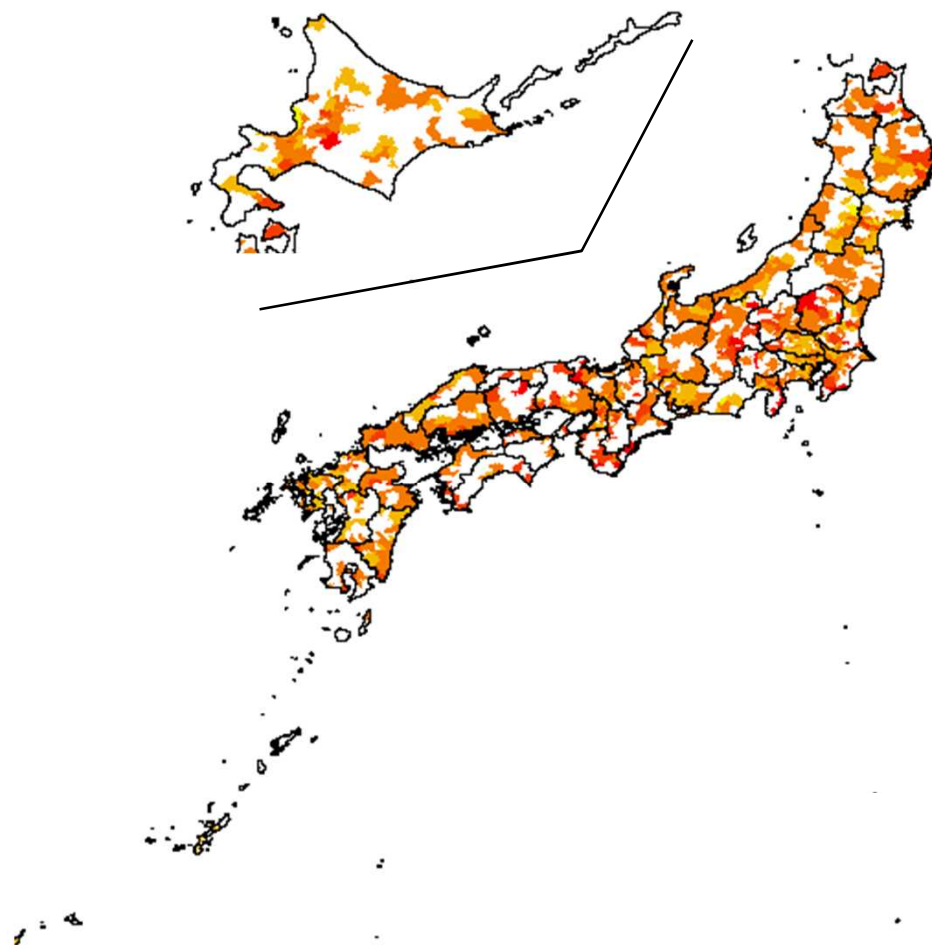
出典:総務省統計局「平成30年住宅・土地統計調査結果」より作成

※「必要な管理がされていない土地に関するアンケート調査」(平成29年11-12月国土交通省国土政策局実施)

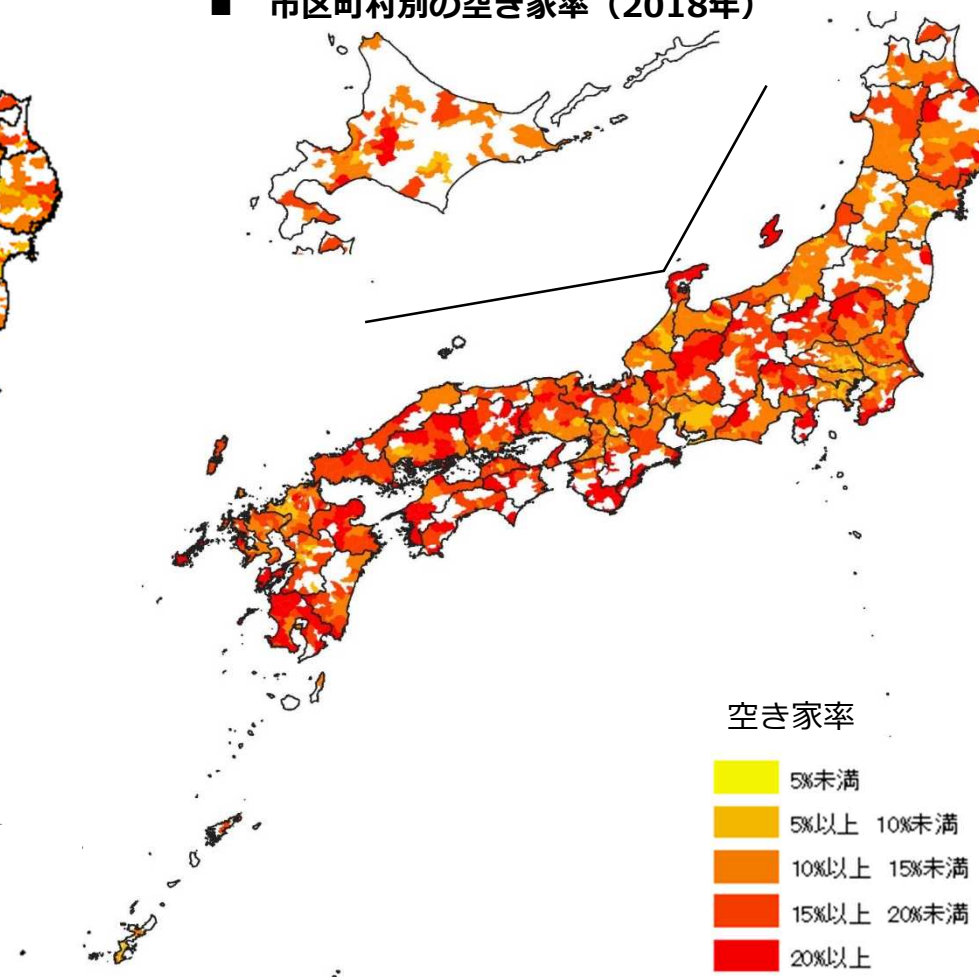
【参考】空き家の増加状況

○ 空き家は、近年全国的に増加。特に、「賃貸用又は売却用の住宅」(462万戸)等を除いた「その他の住宅」(349万戸)が、この15年で、約1.6倍に増加。

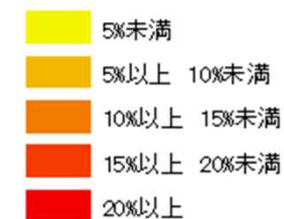
■ 市区町村別の空き家率（2003年）



■ 市区町村別の空き家率（2018年）



空き家率

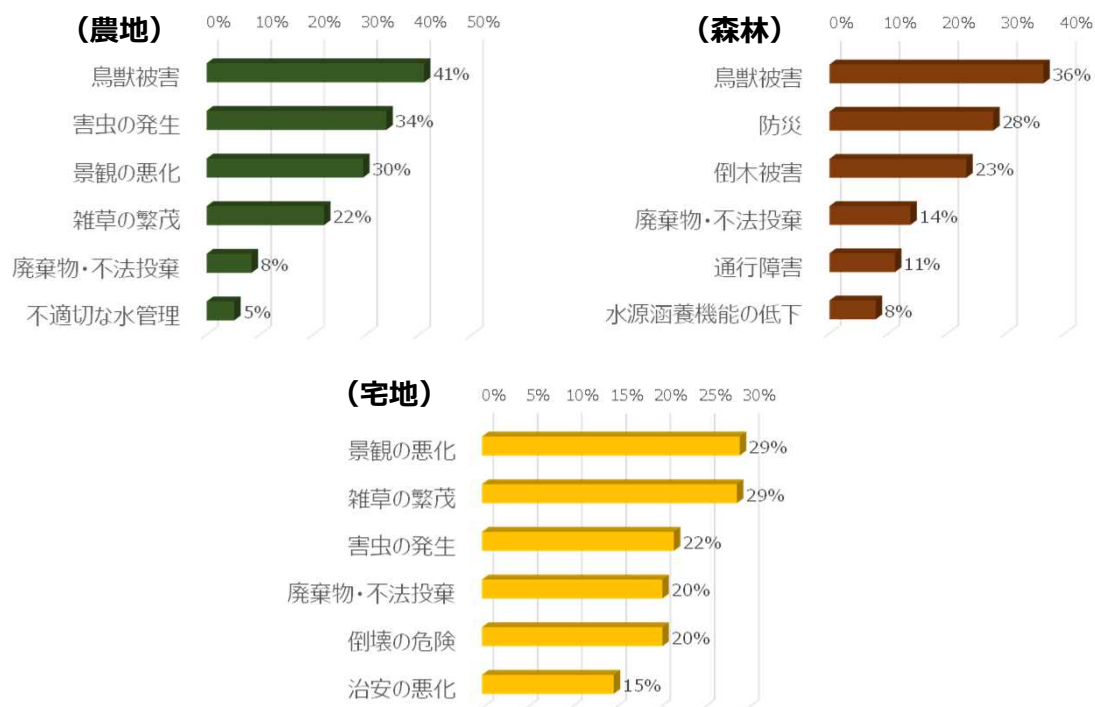


出典：総務省統計局「平成15年住宅・土地統計調査結果」「平成30年住宅・土地統計調査結果」より作成
 注) 白地は当該調査で空き家数が公開されていない町村(1万5千人未満)

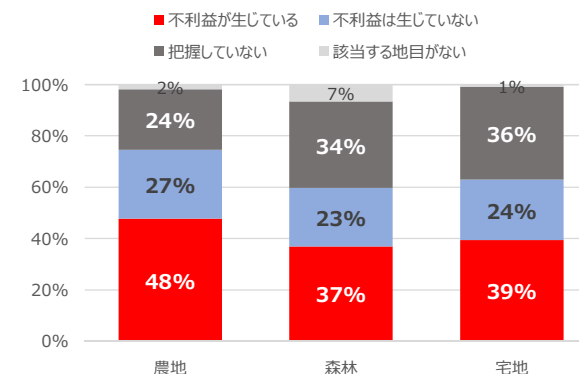
適切な管理がなされない国土による不利益

- 「適切な管理がなされていない土地」について、市区町村を対象としたアンケート調査を実施※したところ、農地・森林・宅地に概ね共通する不利益として、①鳥獣被害・虫害・雑草の繁茂、②景観の悪化、③災害のリスク、④不法投棄・防犯、⑤環境の悪化等が例示された。
- 一方、「特に不利益がない」という回答も2～3割程度存在し、必ずしも外部不経済につながるわけではないことも確認。
- また、2～4割の市区町村が「適切な管理」がなされているかどうか、具体的な不利益も含め、現状を把握しきれていない。

【「適切な管理がなされていない」土地による主な不利益（自由回答より抽出）】



【「適切な管理がなされていない」ことによる不利益の有無】

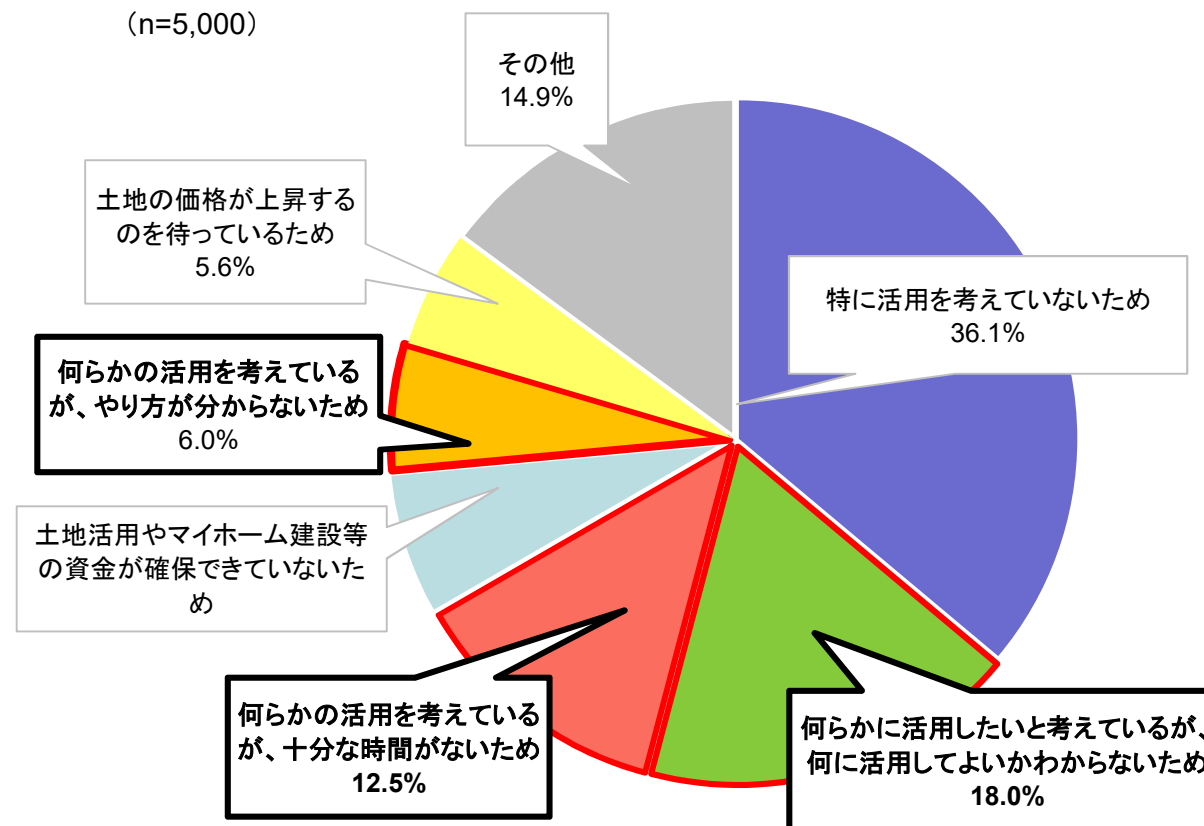


※「必要な管理がされていない土地に関するアンケート調査」（平成29年11-12月国土交通省国土政策局実施）をもとに国土交通省国土政策局作成

- ・土地を日常的に利活用しない理由として、約4割弱の人が「何に活用してよいかわからない」、「時間がない」、「やり方がわからない」と回答。
- ・このような利活用の意向を実際の利活用に結びつけることが課題と考えられる。

(※) 最も管理が行き届いていないと感じている土地(最も管理が大変だと感じている土地)を対象として回答

土地を利活用しない理由

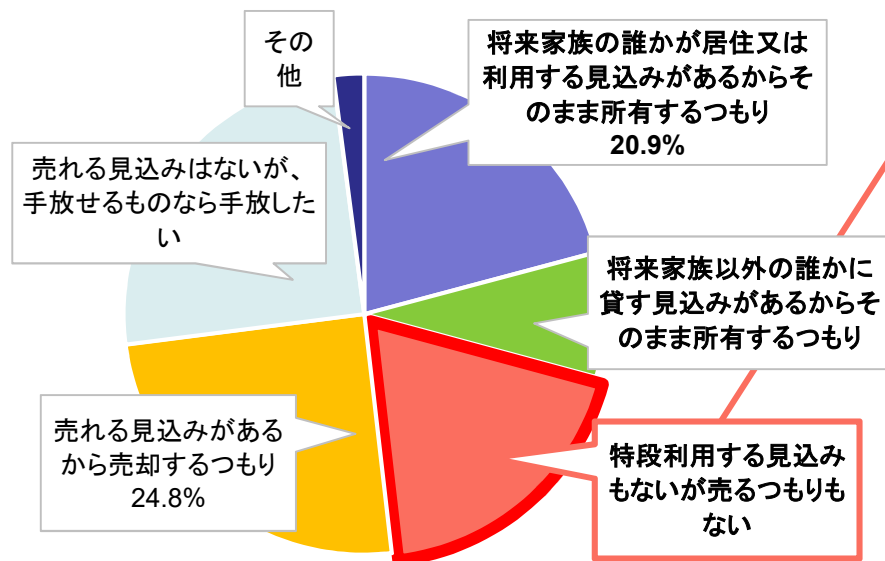


- ・「日常的に利活用しない土地」の今後の保有意思に関して、約半数が「所有する」と回答した中、そのうちの2割弱が、当面は「利用、売却ともに意向無し」と回答。
- ・この点、将来利用する可能性があるという回答も多いが、費用面に関することを理由に挙げる回答が多い。

(※)最も管理が行き届いていないと感じている土地(最も管理が大変だと感じている土地)を対象として回答

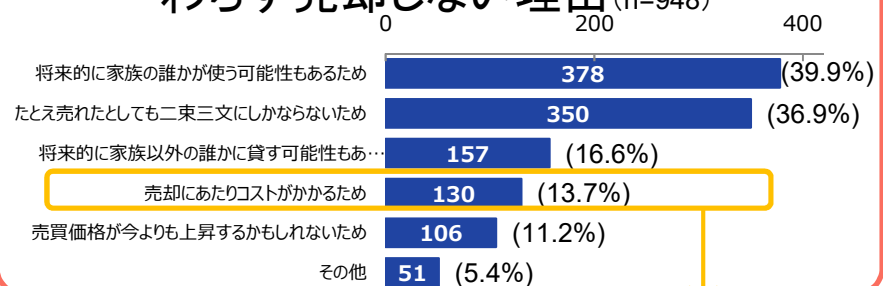
今後の保有と売却に関する意向

今後の保有に関する意向 (n=5,000)

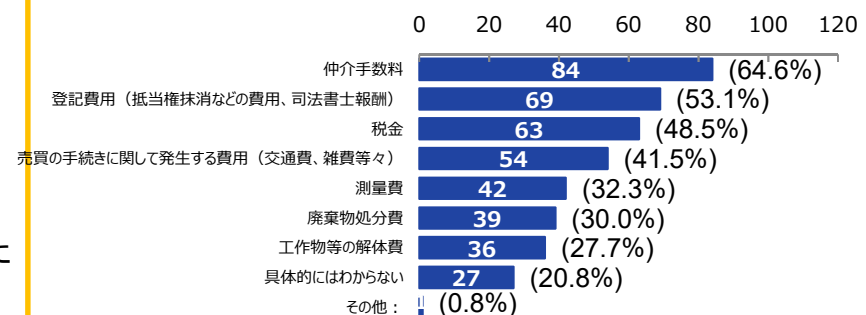


※括弧内は、n数に対する割合

「特段利用する見込みがない」にもかかわらず売却しない理由 (n=948)



売却コストに関する認識 (n=130)

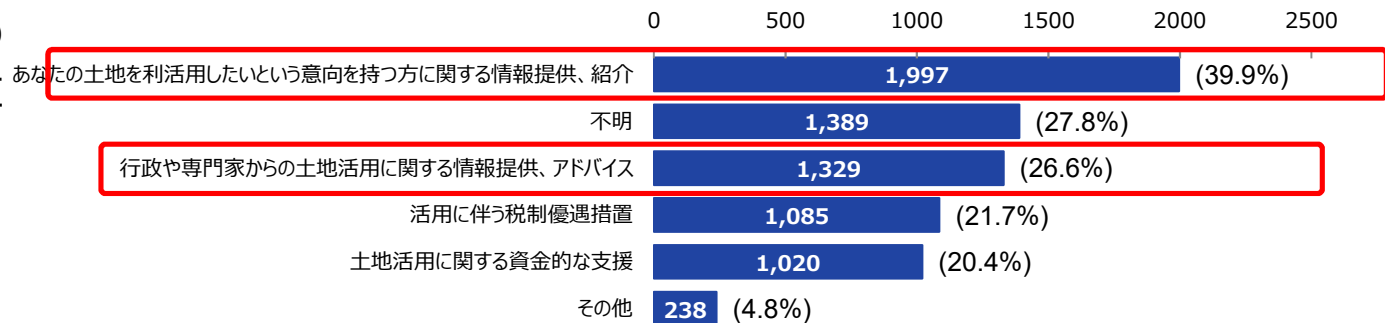


- ・所有している土地を利活用するためには、約4割が「土地を利活用したいという意向を持つ方に関する情報提供、紹介」を受けたいと回答。また、約3割弱が「行政や専門家からの情報提供、アドバイス」を希望。
- ・また、土地を管理しやすくするための措置としては、3割強が人的な支援を希望。

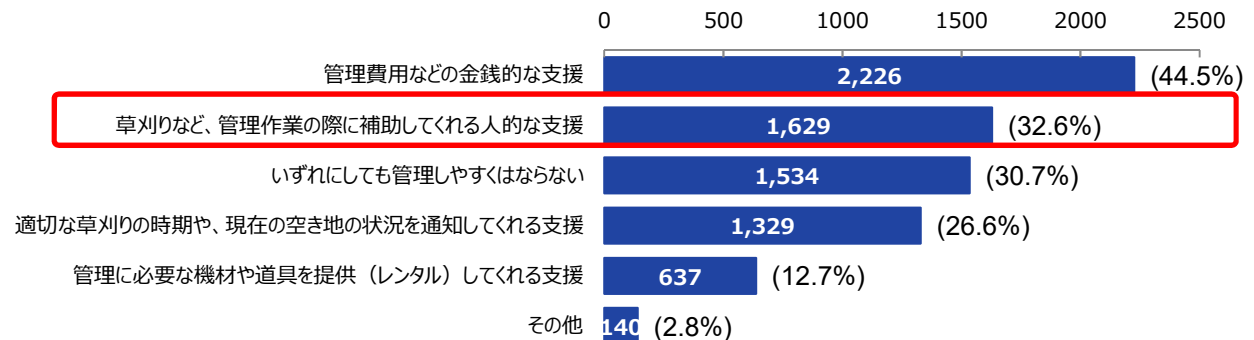
(※)最も管理が行き届いていないと感じている土地(最も管理が大変だと感じている土地)を対象として回答

土地の利活用・管理に有効と思われる措置

利活用を促進するため
に有効と思われる措置
(n=5,000)



管理しやすくするための
措置
(n=5,000)



- 国土審議会計画推進部会国土管理専門委員会において、人口減少に対応した持続可能な国土の利用・管理のあり方、国民の参加による国土管理等について検討を行っている。
- 地域における課題と解決の方向性に係る主な事例は以下のとおり。

【防災】



荒れていた状態を整える

洪水被害軽減のために、必要な施業が行われていない山林で適切な間伐を実施（愛知県豊田市）



良好な状態を維持する

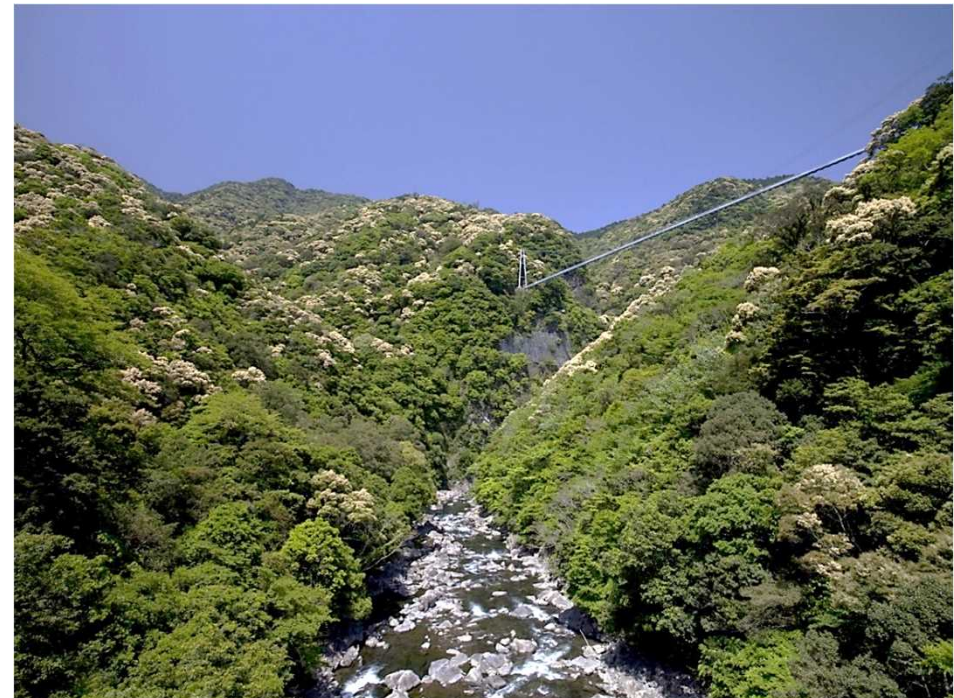
車の乗り入れ規制柵の補修や利用マナー向上の呼びかけ等を行い、海岸砂丘系を保存（北海道石狩市）

【環境保全】



新たな使い道を見出す

山間の荒廃した水田を利用して農村ビオトープの整備を行い、生物多様性保全や環境教育に活用（三重県多気町の立梅用水土地改良区）



自然に返す（誘導）

国内最大級の貴重な照葉樹林を保全・活用するため、二次林・人工林を照葉樹林に復元する取組を実施中（宮崎県綾町）

【地域の活性化】



積極的利用につなげる

村内全域で実施済みの地籍調査結果を活用し、村が個人所有の森林を預かり一括管理を実施。集約化施業を実現し、間伐材を使用した商品開発やマーケティングを行うことで、基幹産業を活性化（岡山県西粟倉村）

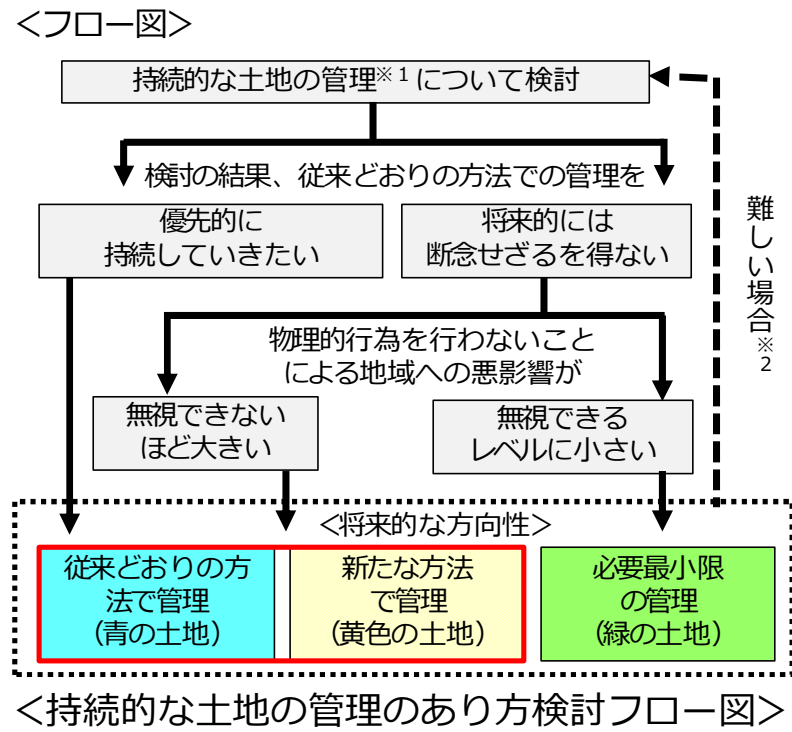
新たな価値を生み出す

不法投棄などに悩まされていた耕作放棄地を比較的省力的に管理できる菜の花畑に有効活用し、観光資源として活用しているほか、菜種油の生産・販売を行い、地域農業の活性化を図っている（愛知県豊田市）



- 国土審議会計画推進部会国土管理専門委員会において、将来的に放置されることが予想される土地の管理のあり方について、長野県長野市旧中条村で実施したケーススタディー等を通して検討を行っている。
- 土地が管理されないことにより生じる悪影響等を考慮し、「**従来どおりの方法での管理**」、「**新たな方法での管理**」、「**必要最小限の管理**」を選択。

土地が管理されないことにより生じる悪影響※を踏まえた管理のあり方を考える



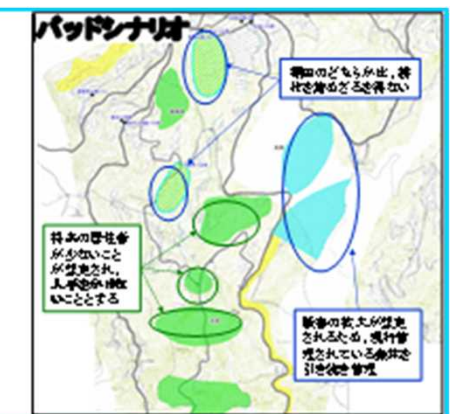
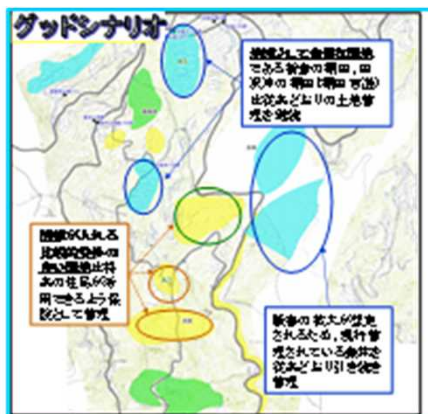
地域で土地の管理の構想を描く



グループ討議の様子



全体の会場の様子



*ケーススタディーより (図:長野市総合マップ)

※ 悪影響として、以下の2つの視点を想定 ① 外部不経済（鳥獣被害の発生、土砂流出リスクの増大等）の発生 ② 将来的な活用可能性の喪失
 ※1：原生林など、過去に物理的行為が加えられたことが無い土地は、物理的行為を行わないことによる悪影響は生じていないと考えられ、フロー図に沿った検討を行う必要は無いこととする。
 ※2：担い手の不足等により実現不可能になった場合に備えた複数のシナリオを事前に描いておく。